

夏季休暇の改正について

国家公務員に適用される勤務条件との均衡を考慮し、夏季休暇について次のとおり改正する。

<改正内容>

・取得期間の改正

現行 7月1日から9月30日

改正後 7月1日から9月30日

ただし、業務の都合により当該期間内に休暇を使用することが困難な状況にある場合にあっては、管理監督者の承認を得て、6月1日から10月31日の期間に休暇を使用することができるものとする。

<実施時期>

- ・令和6年6月1日（規則改正は令和6年4月1日を予定）